

市第21号議案

保育所の指定管理者の指定

次のように保育所の指定管理者を指定する。

平成27年 5 月 21 日 提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市かながわ 保育園	神奈川区神奈川 本町21番地の11	社会福祉法人神奈川労働福祉 協会 理事長 足 立 まこと	平成28年 4 月 1 日か ら平成33年 3 月31日 まで
横浜市金沢八景 保育園	金沢区平潟町17 番 1 号	社会福祉法人しののめ会 理事長 横 あつみ	同

提 案 理 由

横浜市かながわ保育園及び横浜市金沢八景保育園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）